

事業者さま各位

取扱代理店：株式会社エスアールエム
引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

【まごころワイド】新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類変更を踏まえた取扱いについて

拝啓 平素より弊社業務につきまして格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般政府により、新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」といいます。）上の「新型インフルエンザ等感染症」から「五類感染症」に分類変更される方針が示されました。

福祉事業者総合補償制度まごころワイドにおいては、新型コロナウイルスに罹患した場合の補償について規定しておりましたが、五類感染症への分類変更が予定どおり実施された場合、分類変更された後の取扱いについてご案内します。

敬具

記

1. 変更対象となる補償

- 特定感染症緊急対応費用補償制度【PLAN I-A オプション③】
- 活動従事者（役職員・臨時職員）の感染症補償制度【PLAN II-A オプション③】

2. 取り扱い変更時期・内容

■特定感染症緊急対応費用補償制度【PLAN I-A オプション③】

現在、緊急対応費用保険金（消毒費用、検査費用、予防費用、通信費用）は以下のいずれかの事象が発生した場合にお支払いをさせていただいております。

<本特約の保険金お支払い要件>

- ① 施設における別表（※パンフレット7ページ記載）に掲げる感染症（新型コロナウイルス感染症を含みます）の発生。ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定にもとづき都道府県知事に医師から届出のあったものに限り。
- ② 施設が別表に掲げる感染症の原因となる病原菌に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の処置

新型コロナウイルス感染症が、2023年5月8日に「五類感染症」へ分類変更される場合、上記のお支払要件を満たさなくなることから、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症は、原則として補償対象外となります。

ただし、今回の「五類感染症」への分類変更において、例外的に「保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置」（注）が感染症法上で存置される場合または都道府県が条例等によって同等の措置を新たに定めるような場合においては引き続き補償対象となります。

（注）消毒推奨や消毒ガイドライン等は含みません。

■活動従事者（役職員・臨時職員）の感染症補償制度【PLANⅡ-Aオプション③】

2023年5月8日以降も、引き続き補償対象となります。

ただし、5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については「みなし入院」の取扱いを終了いたします。なお、2022年9月26日～2023年5月7日に新型コロナウイルス感染症と診断された場合（診断日が2023年5月7日までの場合）は、従来通り「重症化リスクの高い方」について「みなし入院」による入院保険金等をお支払いします。

<新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払範囲>

ケース		2022年9月26日～2023年5月7日に診断された場合	2023年5月8日以降に診断された場合
入院された場合（約款におけるお取扱い）		○お支払対象	○お支払対象
宿泊・自宅療養された場合 （特別なお取扱い）	重症化リスクの高い方	○お支払対象	×お支払対象外
	上記以外の方	×お支払対象外	×お支払対象外

<ご参考>2022年9月26日～2023年5月7日の「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象

「みなし入院」による入院保険金等のお支払対象
2022年9月26日～2023年5月7日に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の「重症化リスクの高い方」
・65才以上の方
・入院を要する方
・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
・妊婦の方

ご不明点等がございましたら、下記のお問い合わせ窓口までご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

<取扱代理店> 株式会社エスアールエム（担当：今村、新谷） TEL:075-255-0881 FAX:075-255-0882 Eメール：hoken@srm-net.co.jp	<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 京都支店 金融法人営業課（担当：溝口） TEL:075-343-6141 FAX:075-343-6181
---	--

以上